

3つの世界遺産価値普及等業務

企画提案審査要領

令和3年6月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「3つの世界遺産価値普及等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

本業務にかかる企画コンペの審査は、「3つの世界遺産価値普及等業務」企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点	
基本的事項 [目的及び業務内容の理解]	業務の目的を正確に理解しているか。	10	15
	提案内容が仕様書に沿っているか。	5	
企画提案内容 [目的達成のための創意工夫]	全体的に、3つの世界遺産の価値や魅力が十分に伝わるとともに、来訪促進に繋がる提案内容となっているか。	20	75
	3つの世界遺産の魅力が十分に伝わる広告であるか。	15	
	開館1周年記念イベントについて、年代や世代を問わず、広く県民が楽しむことができるイベント内容となっているか。	10	
	平泉世界遺産ガイダンスセンターの認知度向上及び来訪促進に繋がる提案となっているか。	10	
	他と比較し、特に優れた内容が盛り込まれているか。	20	
業務履行能力関係 [業務遂行能力]	業務を確実に履行できる実施体制が構築されているか。	5	10
	過去の実績等から、十分な業務実施能力があるか。	5	
		合計	100

2 審査方法

- 審査は、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションについて、以下の審査基準に基づいて行う。
- 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・採点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを合計した総得点により順位を付けて県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、審査委員会の開催日において、順位決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日、再度審査を行い順位等を決定するものとする。
この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。
- 審査委員会は、順位に関わらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- 審査委員会は、順位を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 受託者の選定

県は、審査委員会の審査結果を参考に、受託候補者を選定する。

4 審査結果の通知

審査結果は、受託候補者の選定後、速やかに参加者に文書等で通知する。